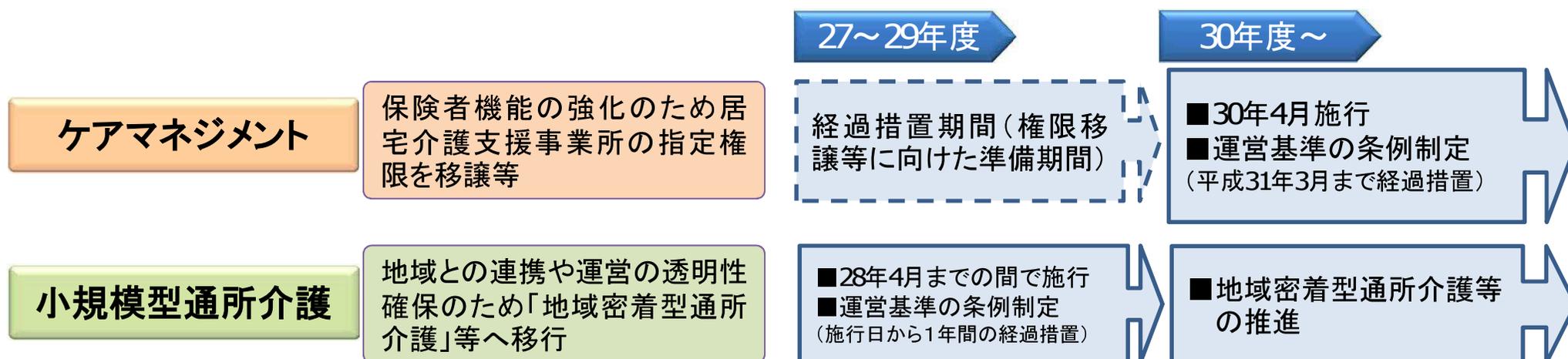


居宅介護支援事業所の指定権限の市町村への移譲・小規模型通所介護の地域密着型サービスへの移行のスケジュール

- 居宅介護支援（ケアマネ）事業者の指定権限の市町村への移譲や小規模型通所介護の地域密着型サービスへの移行などを検討中。
- これらは十分な経過措置期間を設けるとともに、市町村の事務負担の軽減等のために必要な支援を行う。

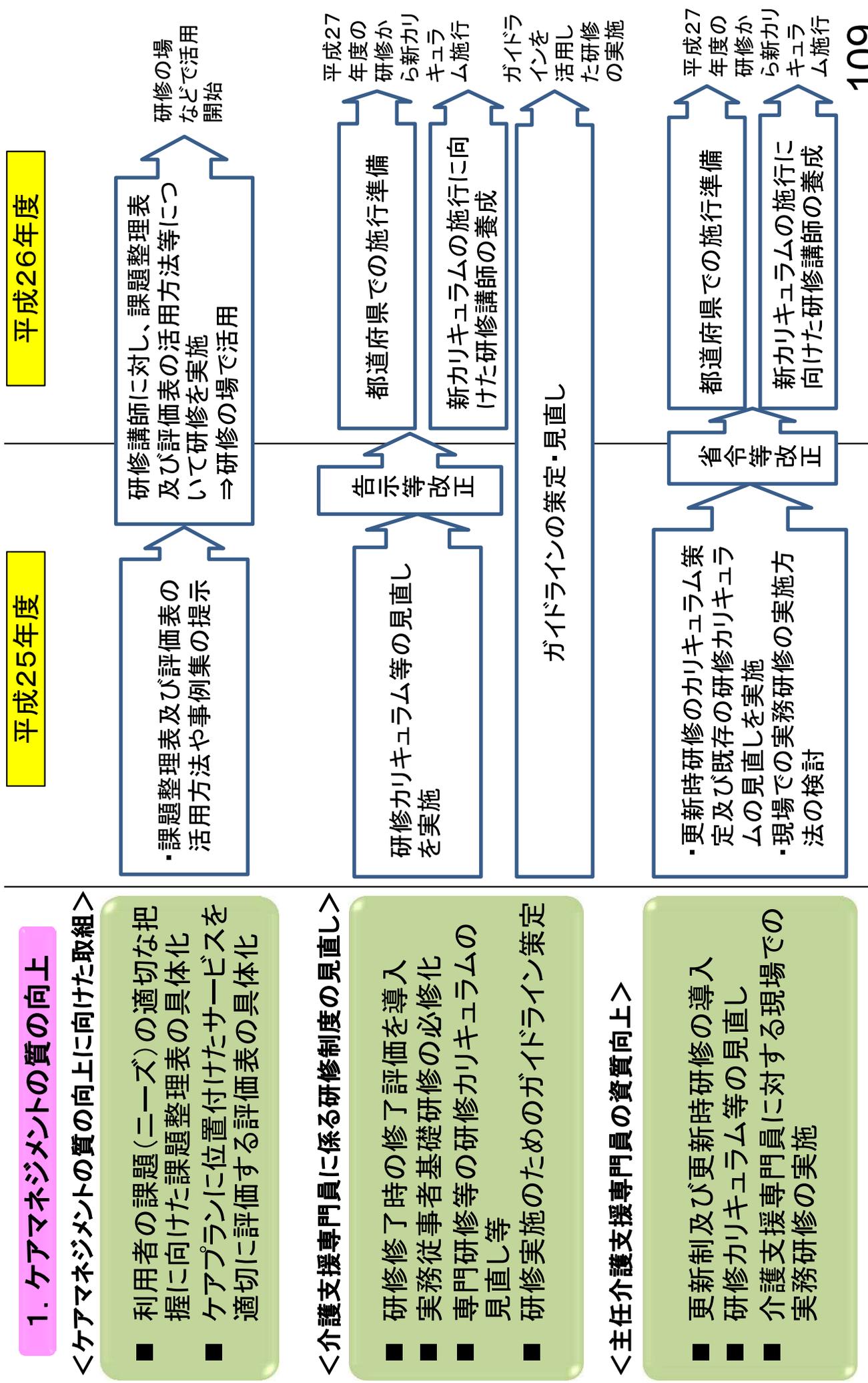


（事務負担の軽減）

- ・ 市町村の事務負担を少しでも軽減するため、地域密着型サービス事業所の指定の際の市町村長による運営委員会の実施等関係者の意見反映のための措置の義務付けを緩和し、努力義務とするほか、以下のような措置について検討。

- （例）事業所の指定事務 → 書類の確認等に係る事務の委託の推進
 集団指導、実地指導 → 事務受託法人等の活用の推進、都道府県との役割分担
 運営推進会議 → 実施方法等の弾力化の推進

(参考) 介護支援専門員に関する制度見直しについて①



1. ケアマネジメントの質の向上

＜ケアマネジメントの質の向上に向けた取組＞

- 利用者の課題(ニーズ)の適切な把握に向けた課題整理表の具体化
- ケアプランに位置付けたサービスを適切に評価する評価表の具体化

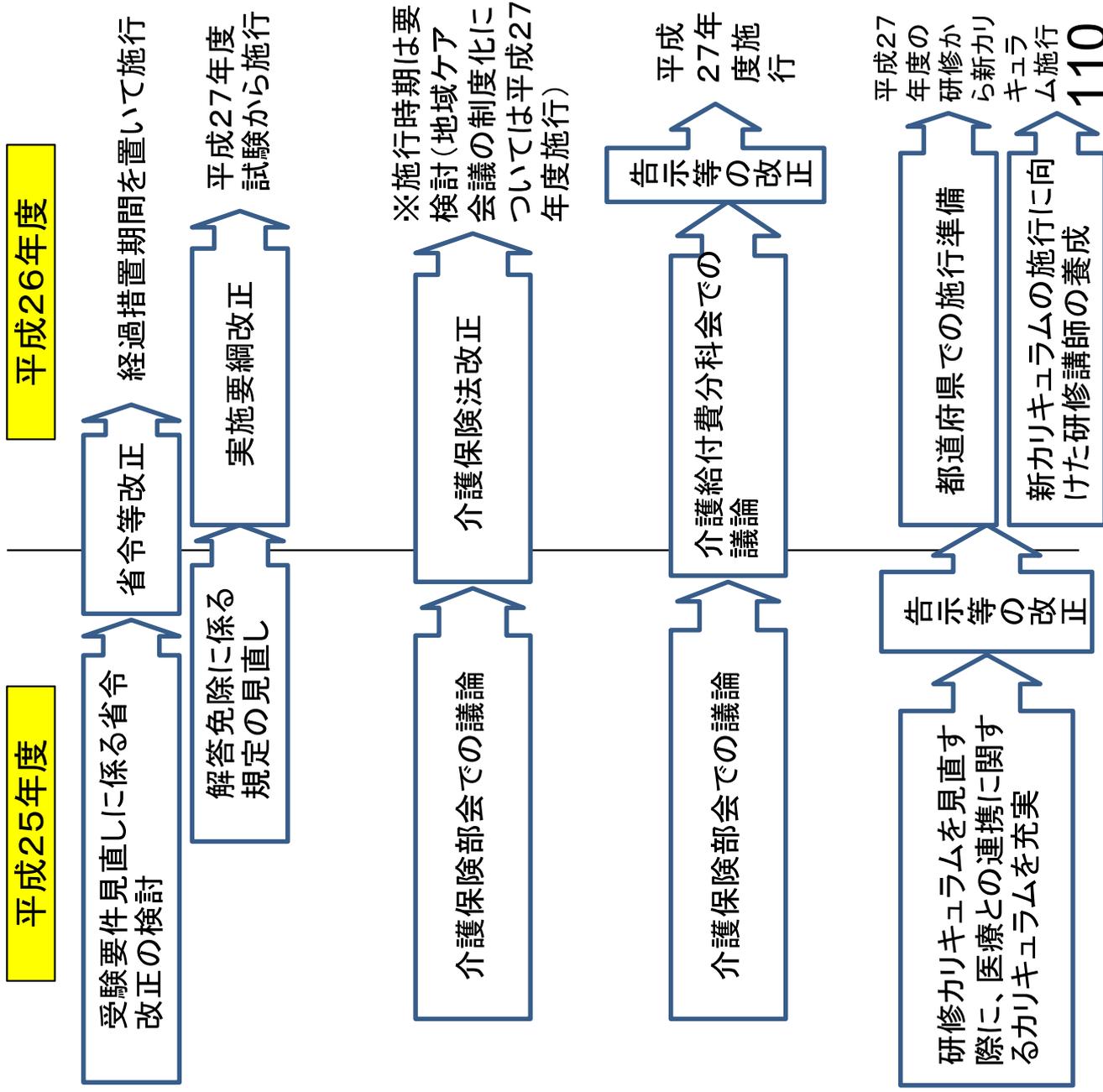
＜介護支援専門員に係る研修制度の見直し＞

- 研修修了時の修了評価を導入
- 実務従事者基礎研修の必修化
- 専門研修等の研修カリキュラムの見直し等
- 研修実施のためのガイドライン策定

＜主任介護支援専門員の資質向上＞

- 更新制及び更新時研修の導入
- 研修カリキュラム等の見直し
- 介護支援専門員に対する現場での実務研修の実施

(参考) 介護支援専門員に関する制度見直しについて②



＜実務研修受講試験に係る見直し＞

- 原則、国家資格保有者に受験要件を限定
- 試験における解答免除の廃止

2. 保険者機能の強化等

＜保険者機能の強化に向けた取組＞

- 居宅介護支援事業者の指定権限の委譲
- 地域ケア会議の制度化

＜ケアマネジメントの評価の見直し＞

- 給付管理が発生しない場合のケアマネジメントの評価
- 福祉用具貸与のみのケースについてケアマネジメントの効率化

3. 医療との連携に向けた取組

- 医療との連携に関する研修カリキュラムの充実

特別養護老人ホームの重点化

〔見直し案〕

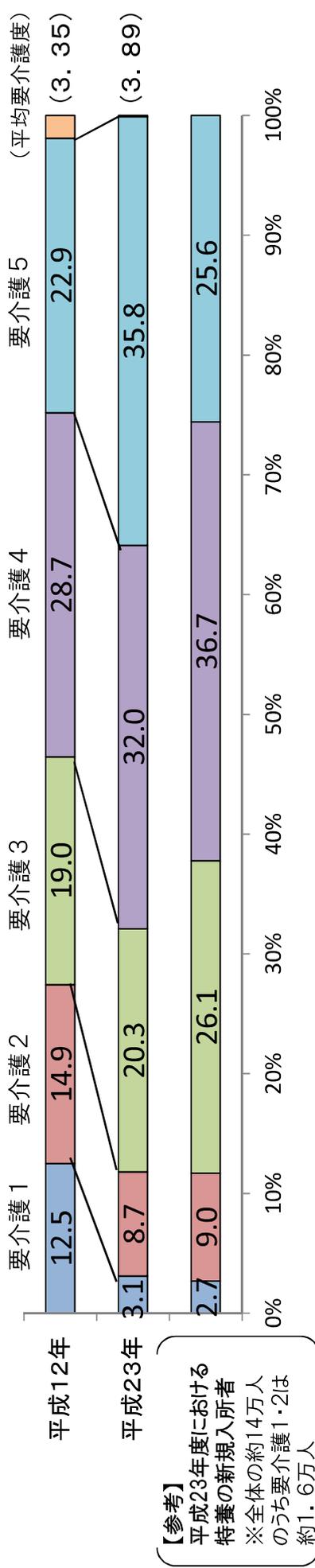
- 原則、特養への新規入所者を要介護度3以上の高齢者に限定し、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える施設としての機能に重点化【既入所者は除く】
- 他方で、軽度（要介護1・2）の要介護者について、やむを得ない事情により、特養以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、市町村の関与の下、特例的に、入所を認める

【参考：要介護1・2であっても特養への入所が必要と考えられる場合（詳細については今後検討）】

- 知的障害・精神障害等も伴って、地域での安定した生活を続けることが困難
- 家族等による虐待が深刻であり、心身の安全・安心の確保が不可欠
- 認知症高齢者であり、常時の適切な見守り・介護が必要

要介護度別の特養入所者の割合

《 施設数：7,831施設 サービス受給者数：51.1万人（平成25年8月） 》



特養の入所申込者の状況

	要介護1～2	要介護3	要介護4～5	計
全体	13.2 (31.2%)	11.0 (26.2%)	17.9 (42.4%)	42.1 (100%)
うち在宅の方	7.7 (18.2%)	5.4 (12.9%)	6.7 (16.0%)	19.9 (47.2%)

※各都道府県で把握している特別養護老人ホームの入所申込者の状況を集計したものの。（平成21年12月集計。調査時点は都道府県によって異なる。）

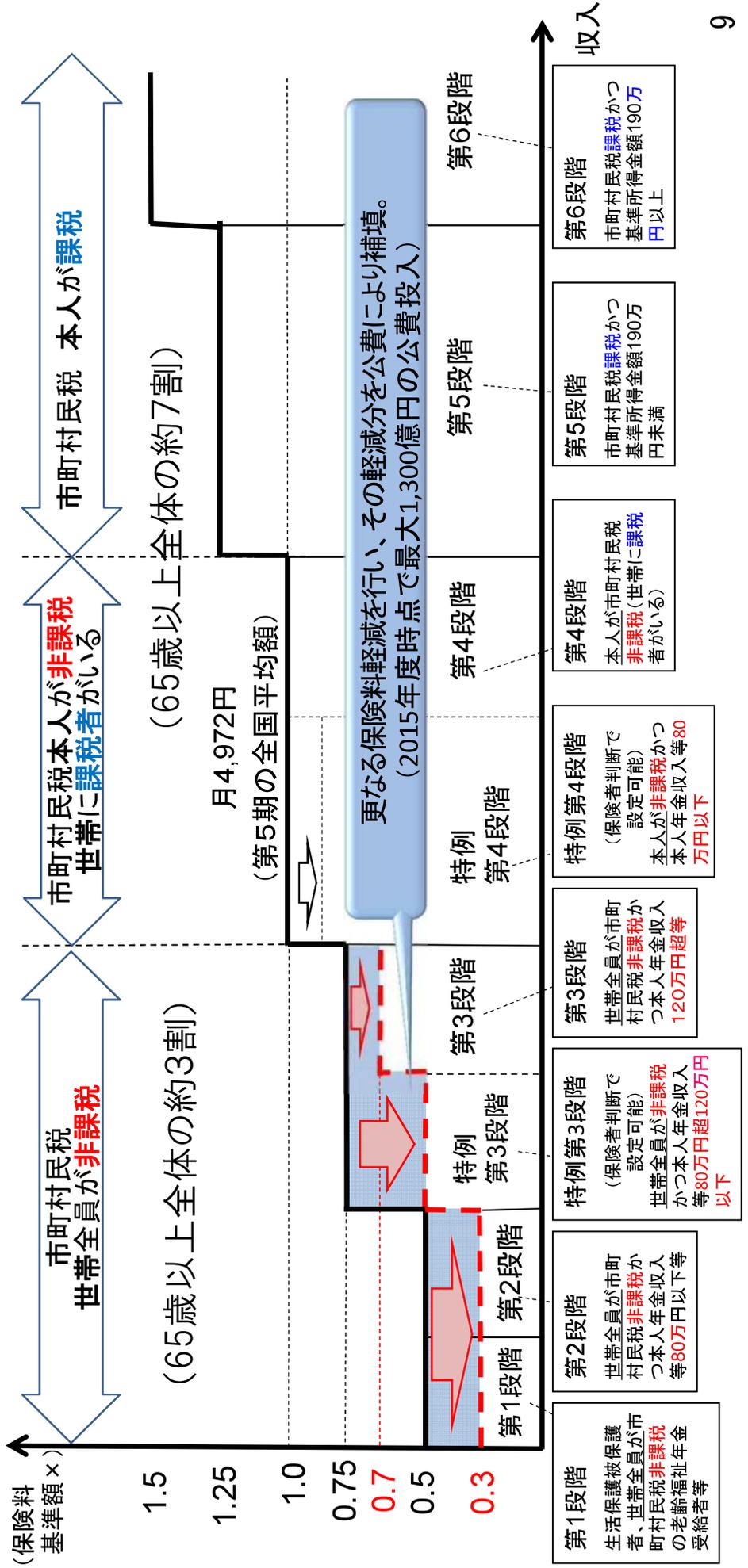
低所得者の一号保険料の軽減強化

〔見直し案〕

■ 給付費の5割の公費とは別枠で公費を投入し、低所得の高齢者の保険料の軽減を強化。

■ 平成27年度(第6期介護保険事業計画)から実施。

	現行	27年度～
第1・第2段階	0.5	→ 0.3
特例第3段階	0.75	→ 0.5
第3段階	0.75	→ 0.7



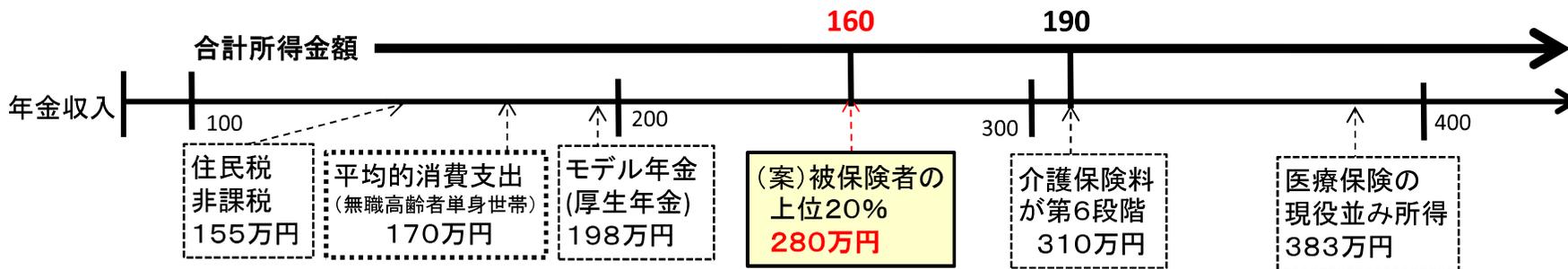
一定以上所得者の利用者負担の見直し

負担割合の引き上げ

- 保険料の上昇を可能な限り抑えつつ、制度の持続可能性を高めるため、これまで一律1割に据え置いている利用者負担について、相対的に負担能力のある一定以上の所得の方の自己負担割合を2割とする。ただし、月額上限があるため、見直し対象の全員の負担が2倍になるわけではない。
- モデル年金や平均的消費支出の水準を上回り、かつ負担可能な水準として、審議会では以下の案を中心に議論
案：被保険者の上位20%に該当する合計所得金額160万円以上の者＝年金収入280万円以上
- 要介護者の所得分布は、被保険者全体の所得分布と比較して低いため、被保険者の上位20%に相当する基準を設定したとしても、実際に影響を受けるのは、在宅サービスの利用者のうち15%程度、特養入所者の5%程度と推計。

自己負担2割とする水準(単身で年金収入のみの場合)

※年金収入の場合：合計所得金額＝年金収入額－公的年金等控除(基本的に120万円)



負担上限の引き上げ

自己負担限度額(高額介護サービス費)のうち、医療保険の現役並み所得に相当する者のみ引き上げ

〈現行〉		〈見直し案〉	
	自己負担限度額(月額)		
一般	37,200円(世帯)	現役並み所得相当	44,400円
市町村民税世帯非課税等	24,600円(世帯)	一般	37,200円
年金収入80万円以下等	15,000円(個人)		

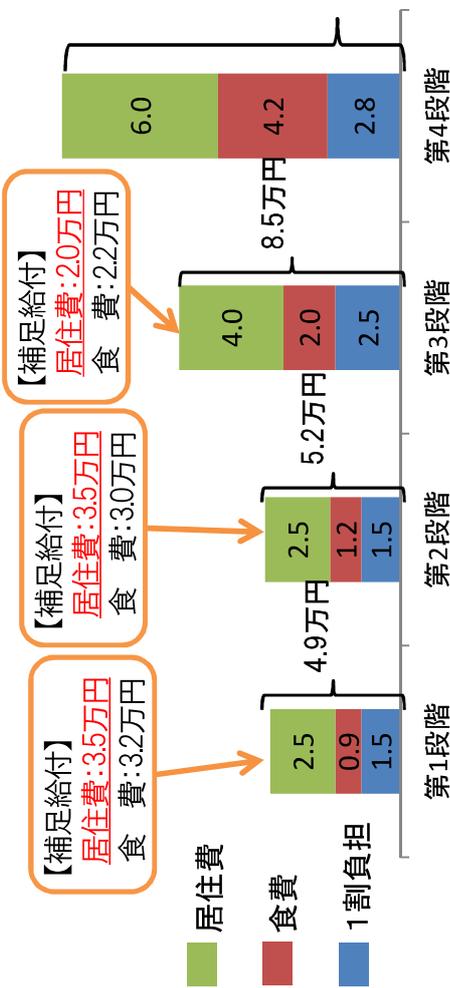
参考：医療保険の70歳以上の高額療養費の限度額

	自己負担限度額(現行/世帯単位)
現役並み所得者	80,100+医療費1% (多数該当: 44,400円)
一般	44,400円
市町村民税非課税等	24,600円
年金収入80万円以下等	15,000円

補足給付の見直し（資産等の勘案）

- 施設入所等にかかる費用のうち、食費及び居住費は本人の自己負担が原則となっているが、住民税非課税世帯である入居者については、その申請に基づき、補足給付を支給し負担を軽減。
- 福祉的な性格や経過的な性格を有する制度であり、預貯金や不動産を保有するにもかかわらず、保険料を財源とした給付が行われることは不公平であることから、資産を勘案する等の見直しを行う。

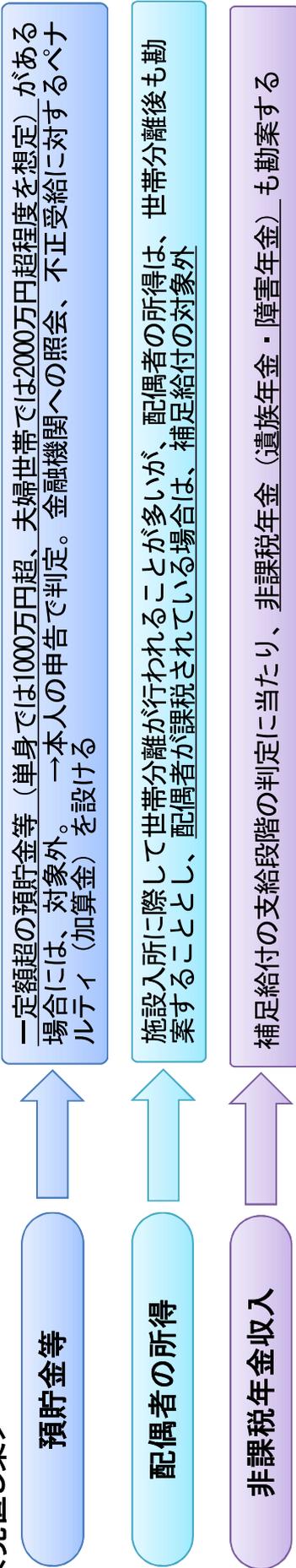
＜現在の補足給付と施設利用者負担＞ ※ ユニット型個室の例



負担軽減の対象	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階 ～
生活保護受給者	○	○	○	○
市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者	○	○	○	○
市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下	○	○	○	○
市町村民税世帯非課税であって、利用者負担第2段階該当者以外	○	○	○	○
市町村民税本人非課税・世帯課税	○	○	○	○
市町村民税本人課税者	○	○	○	○

(※) 認定者数：103万人、給付費：2844億円 [平成23年度]

＜見直し案＞



※ 不動産については、一定の評価額超の居宅等の不動産を所有している場合には対象外とし、これを担保に補給付相当額の貸付を行い、死後に回収する仕組みを検討したが、貸付の対象者、資産の評価等事業実施に向けた課題を更に整理し、委託先を確保できるようにすることが必要であり、引き続き検討。

3 平成26年度介護報酬改定の概要について

- 平成26年1月15日に開催された第98回社会保障審議会介護給付費分科会において、消費税率8%への引上げに伴う平成26年度介護報酬改定関係の資料が示されています。
- 当該資料には、各サービスごとの単位数や区分支給限度基準額の具体的な改定案が示されており、詳細については各サービス編を参照してください。
- 当該資料は、次の厚生労働省のホームページからご覧いただけます。
 - ・ 第98回社会保障審議会介護給付費分科会資料
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000034731.html>
- なお、正式には「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年厚生省告示第19号）等の各サービスごとの介護報酬告示等の改正によることとなります。

平成26年度介護報酬改定の概要
(介護保険サービスに関する消費税率8%への引上げ時の対応)

I. 改定率について

- 平成26年度の介護報酬改定は、本年4月1日に予定されている消費税率8%引上げに伴い、介護サービス施設・事業所に実質的な負担が生じないように、消費税対応分を補填する必要がある。

このため、0.63%の介護報酬改定を行うものである。

II. 介護報酬における対応

- 上乘せの方法としては、基本単位数への上乗せを基本としつつ、消費税負担が相当程度見込まれる加算があれば、それらにも上乘せを行う。
- 具体的な算出に当たっては、「平成25年度介護事業経営概況調査」の結果等により施設・事業所の課税割合を適切に把握した上で、消費税率引上げに伴う影響分について必要な手当を行う。
- 基本単位数への上乗せ率は、各サービスの課税割合に税率引上げ分を乗じて算出する。
- 加算の取扱いについては、基本単位数に対する割合で設定されている加算、福祉用具貸与に係る加算の上乗せ対応は行わない。
- その他の加算のうち、課税費用の割合が大きいものについては、基本単位数への上乗せ率と同様に課税費用に係る上乘せ対応を行う。
また、課税費用の割合が小さいものなど、個別に上乘せ分を算出して対応することが困難なものについては、基本単位数への上乗せに際し、これらの加算に係る消費税負担分も含めて上乘せ対応を行う。

III. 基準費用額、特定入所者介護サービス費（居住費・食費関係）、区分支給限度基準額

- 基準費用額については、平均的な費用の額等を勘案して定められるものであり、食費、居住費の実態を調査した結果を踏まえて据え置く。
- 利用者の負担限度額については、入所者の所得状況等を勘案して決めていることから見直さない。
- 区分支給限度基準額については、消費税引上げに伴う介護報酬への上乗せ対応を行うことにより、従前と同量のサービスを利用しているにもかかわらず、区分支給限度基準額を超える利用者が新たに生じること等から、引き上げる。
- なお、特定福祉用具販売と住宅改修に係る支給限度基準額については、当該サービス費は介護保険制度創設時から公定価格ではないこと等から、引き上げない。

消費税率8%への引上げに合わせた 区分支給限度基準額の見直しについて

1. 基本的な考え方

- 区分支給限度基準額については、消費税引上げに伴う介護報酬への上乗せ対応を行うことにより、従前と同量のサービスを利用しているにもかかわらず、区分支給限度基準額を超える利用者が新たに生じること等から、引き上げる。
- なお、特定福祉用具販売と住宅改修に係る支給限度基準額については、当該サービス費は介護保険制度創設時から公定価格ではないこと等から、引き上げない。

2. 区分支給限度基準額の水準案

- (1) 居宅介護サービス費等区分支給限度基準額及び介護予防サービス費等区分支給限度基準額

要支援1	4,970単位	⇒	5,003単位
要支援2	10,400単位	⇒	10,473単位
要介護1	16,580単位	⇒	16,692単位
要介護2	19,480単位	⇒	19,616単位
要介護3	26,750単位	⇒	26,931単位
要介護4	30,600単位	⇒	30,806単位
要介護5	35,830単位	⇒	36,065単位

- (2) 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係る限度単位数

要支援1	4,970単位	⇒	5,003単位
要支援2	10,400単位	⇒	10,473単位
要介護1	17,024単位	⇒	17,146単位
要介護2	19,091単位	⇒	19,213単位
要介護3	21,280単位	⇒	21,432単位
要介護4	23,347単位	⇒	23,499単位
要介護5	25,475単位	⇒	25,658単位

4 介護職員処遇改善加算について

1 平成26年度介護職員処遇改善加算の算定について

- (1) 平成25年度に引き続き平成26年度も算定する場合は、平成26年2月28日までに、平成26年度介護職員処遇改善加算届出書等を提出することとされていたが、未提出の場合は、至急提出すること。
- (2) 介護職員処遇改善加算の対象職員は、指定基準上の訪問介護員等、介護職員、指定（介護予防）小規模多機能居宅介護従業者（看護師、准看護師として配置されている者を除く。）又は（介護予防）指定認知症対応型共同生活介護の介護従業者として勤務する者が対象であり、他の職種にのみ従事している者は対象とならない。

2 平成25年度介護職員処遇改善加算の実績報告について

- (1) 平成25年度に当該加算を算定している事業者は、平成26年7月末日までに、実績報告書を提出すること。
 - (2) 記入例を参考にして作成すること。
 - (3) 別紙様式5の①「平成25年度分介護職員処遇改善加算総額」には、平成25年4月～平成26年3月サービス提供分までの加算総額（利用者負担額を含む）を記入する。
ただし、取扱いとして、平成26年3月サービス提供分の月遅れ請求分は含まない。逆に、平成25年3月サービス提供分の月遅れ請求分は含める。
 - (4) つまり、国保連における平成25年5月～平成26年4月審査分までの加算総額（利用者負担額を含む）を記入することになる。
<国保連から通知されている金額を足しあげること。> ※
 - (5) 実績報告で、賃金改善所要額が加算による収入額（加算総額）を下回った場合、加算の算定要件を満たしていないため、全額返還となる。（差額の返還ではない。）
また、実績報告を提出しない場合も全額返還となるので、必ず期限までに提出すること。
 - (6) 仮に現時点で、賃金改善所要額が加算による収入額（加算総額）を下回っている場合は、一時金や賞与として追加支給すること。
- ※ 国保連から通知されている金額には、保険給付分の利用者負担額は含まれているが、区分支給限度基準額を超えたサービスに係る加算額は含まれていないため、区分支給限度基準額を超えたサービスに係る加算額を利用者から徴収している場合は、その金額を合算すること。

3 介護職員処遇改善加算の届出及び実績報告にかかる留意点について

- (1) 介護職員処遇改善計画書（別紙様式2）については、全ての介護職員に対し、文書等（文書通知・回覧・掲示、メールによる通知）により周知してください。

また、（別紙様式2）の⑤「賃金改善を行う方法」については、賃金改善を行う項目ごとに具体的に記載してください。実績報告書（別紙様式5）の⑥の記載についても、同様です。（記入例参照のこと。）

平成24年3月16日付け厚生労働省Q&A 青本P1180

（問231）賃金改善等の処遇改善計画の介護職員への周知方法の確認について、回覧形式で判子を押印した計画書の写しを提出させること等が考えられるが、具体的にどのように周知すればよいか。

（答）賃金改善計画等の周知については、全従業者が閲覧できる掲示板等への掲示や全従業者への文書による通知等が考えられるが、各法人・事業所において適切な方法で実施することが必要である。

- (2) 賃金改善は、本給、手当、賞与等のうちから、対象とする賃金項目を特定した上で行いますが、賃金改善を行う項目については明確に周知してください。

また、特定した賃金項目を含め、特段の事情なく賃金水準を引き下げることにはできません。

平成24年3月16日付け厚生労働省通知（抜粋） 青本P1163

賃金改善は、本給、手当、賞与等のうちから対象とする賃金項目を特定した上で行うものとする。この場合、特定した賃金項目を含め、賃金水準を低下させてはならない。

なお、賞与等において、経常利益等の業績に連動して支払額が変動する部分が業績に応じて変動することを妨げるものではないが、本加算に係る賃金改善は、こうした変動と明確に区分されている必要がある。

- (3) 非正規職員として勤務していた者を、正規職員に転換した場合、転換したことに伴う給与の増加分は賃金改善額には含まれません。同様に、職員を増員した場合の増員分の賃金も賃金改善額には含まれません。

平成21年12月21日付け「介護職員処遇改善交付金説明会資料」P36

（問62）平成21年3月まで非正規職員として勤務していた者を、同年4月以降に正規職員に転換した場合、これに伴う給与の増加分は、賃金改善額と考えてよいか。

（答）よくない。平成21年3月までの賃金算定ルールを、当該職員に適用した場合の給与（言い換えれば、当該職員が、平成21年3月以前に正規職員として勤務していたと仮定した場合の給与）と比較し、増加していれば、その増加分のみが賃金改善額と考えられる。

別紙様式 2

介護職員処遇改善計画書(平成26年度届出用) 記入例

事業所等情報

介護保険事業所番号									
-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

事業者・開設者	フリガナ 名称	ミコロ・ハコロ介護サービス株式会社								
主たる事務所の 所在地	〒	700-0913								
	都・道 府・県	岡山 岡山市北区大供三丁目1番18号 KSB会館4階								
事業所等の名称	フリガナ 名称	別紙一覧表による					提供する サービス			
	事業所の所在地	〒						事業所が1つの場合は、介護保険事業所番号 事業所等の名称、サービス、所在地等を記入		
	電話番号	086-000-0000			FAX番号	086-000-0000				
※事業所等情報については、複数の事業所ごとに一括して提出する場合は「別紙一覧表による」と記載すること。										

(1) 賃金改善計画について(本計画に記載された金額については見込みの額であり、申請時以降の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得るものである。)

①	平成26年度介護職員処遇改善加算の見込額(総額)	必ず①<②とすること。 同額は不可。	3,200,000円
②	賃金改善所要見込額(総額)		3,600,000円
※②については、法定福利費等の賃金改善に伴う増加分も含むものとする。 ※他の都道府県等に所在する複数の事業所等を一括して作成し、提出する場合は添付書類2及び添付書類3を添付すること。			
賃金改善の方法について			
③	賃金改善を行う給与項目	基本給、 [夜勤]手当 、[] 手当、[] 手当、 賞与(一時金) その他()	
④	賃金改善実施期間	平成26年 6月 ~ 平成27年 5月	平成25年度処遇改善加算の賃金改善実施期間と重複しないこと。
※ ④については原則毎年4月~翌年3月までの連続する期間を記入すること。なお、当該期間の月数は			
賃金改善を行う方法(一人当たりの平均賃金改善月額等についても可能な限り具体的に記載すること。なお、当該改善額は見込みかつ全体の平均で、法定福利費等の増加額も含み、税引き前であるため、実際の個々人の手取り額とは必ずしも一致しない) ※③の賃金改善を行う項目ごとに、賃金改善額・実施時期等を具体的に記載すること。			
⑤	○介護職員の基本給を、常勤職員は月額10,000円、非常勤職員は時給を70円引き上げる。(平成24年6月~) ○介護職員の夜勤手当を、常勤・非常勤職員ともに1回につき1,000円引き上げる。(平成24年6月~) ○介護職員の賞与を、常勤・非常勤職員ともに、通常の賞与支給額に25,000円ずつ上乗せして支給する。(平成26年6月、12月) 以上により、介護職員一人当たりの平均賃金を月額15,000円改善する。		
(任意記載事項)賃金改善前の状況について記載されたい。			
⑥	介護職員賃金総額 (月額平均)	4,400,000円	⑦ 一人当たり介護職員 賃金額(月額平均) 220,000円

(2) 賃金改善以外の処遇改善について(別紙様式6を作成している場合、記載を省略できる。)

平成21年4月以降に実施した(又は実施予定の)事項について必ず1つ以上に○をつけること。	
処遇全般	賃金体系等の人事制度の整備・非正規職員から正規職員への転換・短時間正規職員制度の導入 昇給又は昇格等の要件の明確化・ 休暇制度、労働時間等の改善 ・職員の増員による業務負担の軽減 その他()
教育・研修	人材育成環境の整備・資格取得、能力向上のための措置 能力向上が認められた職員への処遇、配置の反映 その他()
職場環境	出産、子育て支援の強化・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化 事故、 トラブルへの対応マニュアル等の作成 ・ 介護補助器具等の購入、整備等 健康診断、腰痛対策、こころの健康等の健康管理面の強化・職員休憩室、分煙スペース等の整備 労働安全衛生対策の充実・業務省力化対策 その他()
その他	

上記については、雇用するすべての介護職員に対し周知をしたうえで、提出していることを証明いたします。

平成26年 2月20日 (法人名) ミコロ・ハコロ介護サービス株式会社
(代表者名) 代表取締役 見頃 葉子 印

平成25年度介護職員処遇改善加算の実績報告について

平成25年度介護職員処遇改善加算の実績報告にあたっては、以下の手続きをお願いいたします。

※ 手続きの詳細については、平成25年度集団指導時に説明を行います。また、提出書類の様式は、岡山市事業者指導課ホームページからダウンロード可能です。
http://www.city.okayama.jp/hohuku/jigyousyasidou/jigyousyasidou_00004.html

※ 障害福祉サービス事業所を対象とした、福祉・介護職員処遇改善加算については、以下の手続きは適用されませんので、ご留意願います。

1. 提出期限について

各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに、介護職員処遇改善実績報告書を提出する必要があります。

したがって、平成26年3月サービス提供分は、5月支払となるため、2か月後の7月末日までに、実績報告書を提出する必要があります。

→ 平成25年度分については、平成26年7月末日までに提出してください。

※ 実績報告は、介護職員処遇改善加算の算定要件となっており、実績報告書の提出がない場合には、加算の算定要件を満たしていない不正請求として全額返還となりますので、実績報告書は必ず提出してください。

また、年度途中での事業終了などの際も適切に処理されますようご注意ください。

2. 提出先について

提出書類の提出先は、介護サービス事業所の指定権者になります。

岡山市内に介護サービス事業所がある事業者

⇒ 岡山市保健福祉局事業者指導課

〒700-0913 岡山市北区大供三丁目1番18号 KSB会館4階

< 注 意 >

※ 岡山市以外にも介護サービス事業所がある事業者については、他の指定権者にも手続きが必要です。岡山市以外の指定権者への提出方法、提出部数については、各指定権者へご確認ください。

3. 提出書類について

※ 介護職員処遇改善計画書（別紙様式2）を、法人単位で提出している場合は、法人単位で次の＜提出書類＞を各1部提出してください。
（事業所単位で提出する必要はありません。）

＜提出書類＞ （※のある書類は記入例あり）

- 介護職員処遇改善加算実績報告書チェックリスト
- 介護職員処遇改善実績報告書（別紙様式5）※
- 介護職員処遇改善実績報告書（事業所一覧表）（別紙様式5（添付書類1））※
届出をした介護サービス事業所が1つの場合も提出して下さい。
- 介護職員処遇改善実績報告書（都道府県状況一覧表）（別紙様式5（添付書類2））
届出をした法人が、複数の都道府県に介護サービス事業所を有するものである場合のみ。
- 介護職員処遇改善実績報告書（市町村一覧表）（別紙様式5（添付書類3））※
届出をした法人が有する介護サービス事業所の指定権者が、複数である場合のみ。
- 賃金改善所要額（別紙様式5の⑦）の積算根拠資料（岡山市参考様式）※

平成 25 年度介護職員処遇改善加算実績報告書チェックリスト

法人名		担当者名・電話番号		-	-
-----	--	-----------	--	---	---

I 提出書類(※については、該当事業者のみ)

様 式 名		チェック欄		不備事項等
		事業者	岡山市	
◎ このチェックリスト	1部			
1 別紙様式5 介護職員処遇改善実績報告書	1部			
2 別紙様式5(添付書類1) " (事業所一覧表)	1部			
※別紙様式5(添付書類2) " (都道府県状況一覧表)	1部			
※別紙様式5(添付書類3) " (市町村一覧表)	1部			
3 岡山市参考様式 賃金改善所要額の積算根拠資料	1部			

II 平成25年度処遇改善加算届出書(計画書)情報

区 分	事業者記入欄	岡山市	備 考
1 届出年月日	平成 年 月 日		
2 賃金改善実施期間	平成 年 月～平成 年 月		

III 確認項目

確 認 事 項	チェック欄		不備事項等
	事業者	岡山市	
別紙様式5 介護職員処遇改善実績報告書			
1 年度の記載があるか			
2 ①の金額は、別紙様式5(添付書類1)の加算額の計と一致するか			
3 ②賃金改善実施期間は、処遇改善計画書(1)④と一致しているか			
4 ⑤一人当たり賃金月額=④÷③となっているか			
5 ⑥は、改善した給与項目・金額、実施時期等、具体的に記載されているか			
6 ⑥の記載内容は、積算根拠資料の内容と整合がとれているか			
7 ⑦記載の総額は、積算根拠資料の計と一致しているか			
8 また、その金額(法定福利費等を除く)は、②の期間内に支払ったものか		-	
9 ⑧介護職員一人当たり賃金改善額=⑦÷③となっているか			
10 日付、法人名、代表者名の記載があるか			
11 報告書への押印(代表者印)があるか			
別紙様式5(添付書類1) 実績報告書(事業所一覧表)			
12 事業所ごとに記載しているか			
13 事業所ごとの加算額は、利用者負担額を含んだ額となっているか			
岡山市参考様式 賃金改善所要額の積算根拠資料			
20 積算根拠資料における計算は合っているか			
21 法定福利費(事業主負担増加額)が過大ではないか			

※岡山市使用欄

受付年月日	年 月 日	1次チェック者	補正依頼	補正結果	2次チェック者	補正依頼	補正結果	返還請求
受付番号								

別紙様式5

介護職員処遇改善実績報告書(平成25年度) 記入例

岡山市長 様

①	平成25年度分介護職員処遇改善加算総額	3,200,000 円	← H25年4月～H26年3月サービス提供分までの加算総額(利用者負担額を含む)を記入する。
②	加算による賃金改善実施期間	平成 25年 6月～平成 26年 5月	
③	介護職員常勤換算数(②の期間の総数)	240.0	← 月ごとの常勤換算数を合計する。小数点2位以下切り捨て。
④	介護職員に支給した賃金額(②の期間の総額)	56,400,000 円	← 賃金には、退職手当を除き、労働法規上の賃金すべてを含む。
⑤	介護職員一人当たり賃金月額(④÷③)	235,000 円	← 自動計算・入力不要(1円未満切り捨て)
⑥	②の期間において実施した賃金改善の概要(改善した給与の項目及びその金額等について具体的に記載すること。)	○介護職員の基本給を、常勤職員は月額10,000円、非常勤職員は時給を70円引き上げた。(平成24年6月～)	← 賃金改善を行った項目ごとに、賃金改善額・実施時期等を具体的に記載すること。
		○介護職員の夜勤手当を、常勤・非常勤ともに1回につき、1,000円引き上げた。(平成24年6月～)	
		○介護職員の賞与を、常勤・非常勤ともに、通常の賞与支給額に25,000円ずつ上乘せて支給した。(平成25年6月、12月)	
		以上により、介護職員一人当たりの平均賃金を月額15,000円改善した。	
⑦	賃金改善所要額(⑥に要した費用の総額)(法定福利費等を含む)	3,600,000 円	← 岡山市参考様式の賃金改善所要額(ア+イ)と一致すること。
⑧	介護職員一人当たり賃金改善月額(⑦÷③)	15,000 円	← 自動計算・入力不要(1円未満切り捨て)

- ※ ①については、別紙様式5(添付書類1)により内訳を添付すること。
- ※ ⑦については、積算の根拠となる資料を添付すること。(原則として岡山市参考様式を使用すること。)
- ※ 届出をする法人が、複数の都道府県に介護サービス事業所を有する場合は、別紙様式5(添付書類2)を添付すること。
- ※ 届出をする法人が有する介護サービス事業所の指定権者が複数である場合(岡山市外の事業所が含まれる場合)は、別紙様式5(添付書類3)を添付すること。

上記について相違ないことを証明します。

平成26年 7月10日

(法人名) ミコロ・ハコロ介護サービス株式会社
 (代表者職・氏名) 代表取締役 見頃 葉子 印

介護職員処遇改善実績報告書(都道府県状況一覧表)

法人名					
(単位:円)					
都道府県	介護職員処遇改善加算額	賃金改善所要額	他都道府県事業所等の介護職員 の賃金改善の原資として 充当する額	他都道府県の事業所等 で受けた加算額を原資として 改善する額	
北海道	円	円	円	円	円
青森県	円	円	円	円	円
岩手県	円	円	円	円	円
宮城県	円	円	円	円	円
秋田県	円	円	円	円	円
山形県	円	円	円	円	円
福島県	円	円	円	円	円
茨城県	円	円	円	円	円
栃木県	円	円	円	円	円
群馬県	円	円	円	円	円
埼玉県	円	円	円	円	円
千葉県	円	円	円	円	円
東京都	円	円	円	円	円
神奈川県	円	円	円	円	円
新潟県	円	円	円	円	円
富山県	円	円	円	円	円
石川県	円	円	円	円	円
福井県	円	円	円	円	円
山梨県	円	円	円	円	円
長野県	円	円	円	円	円
岐阜県	円	円	円	円	円
静岡県	円	円	円	円	円
愛知県	円	円	円	円	円
三重県	円	円	円	円	円
滋賀県	円	円	円	円	円
京都府	円	円	円	円	円
大阪府	円	円	円	円	円
兵庫県	円	円	円	円	円
奈良県	円	円	円	円	円
和歌山県	円	円	円	円	円
鳥取県	円	円	円	円	円
島根県	円	円	円	円	円
岡山県	円	円	円	円	円
広島県	円	円	円	円	円
山口県	円	円	円	円	円
徳島県	円	円	円	円	円
香川県	円	円	円	円	円
愛媛県	円	円	円	円	円
高知県	円	円	円	円	円
福岡県	円	円	円	円	円
佐賀県	円	円	円	円	円
長崎県	円	円	円	円	円
熊本県	円	円	円	円	円
大分県	円	円	円	円	円
宮崎県	円	円	円	円	円
鹿児島県	円	円	円	円	円
沖縄県	円	円	円	円	円
全国計	円	円	円	円	円

※ 本業式の作成にあたっては、積算の根拠となる書類を添付すること。

賃金改善所要額（別紙様式5の⑦）の積算根拠資料 **記入例**

法人名	ミコロ・ハコロ介護サービス株式会社
-----	-------------------

(単位:円)

賃金改善所要額(ア+イ)		3,600,000	← 自動計算 入力不要
ア	賃金改善額	3,600,000	← 自動計算 入力不要
	基本給(月給)	1,800,000	
	基本給(日給)		
	基本給(時給)	440,000	
	(夜勤) 手当	240,000	
	() 手当		
	() 手当		
	() 手当		
	賞与(一時金)	1,120,000	
	その他()		
イ	アに対応した法定福利費の事業主負担増加額		

(注)

- ・ アには、法定福利費の事業主負担増加額を含まない。
- ・ **イの額に加算を充当しなくても、賃金改善所要額が加算受給総額を上回る場合は、イへの記入は不要**
- ・ 別紙様式5の⑥の記載内容に対応するよう記入すること
- ・ 改善した給与項目のうち、加算を充当しなかったものについては、記入不要。
- ・ 個々の職員別、月別の内訳の提出は不要であるが、賃金改善所要額を算出した基礎資料については、加算を賃金改善に充てたことがわかる書類とともに、実績報告後5年間保管しておくこと。

5 居宅介護支援及び介護予防支援事業の基準条例の制定について (居宅サービス等の基準条例の一部改正について)

1 経過及び趣旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第3次一括法）」において、これまで国が定めていた居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所の指定基準（人員及び運営に関する基準）を、指定都市（市町村）の条例で定めることとされました。

そこで、これまで国が定めていた基準省令に代わる条例を制定し、平成26年4月1日から施行します。（ただし、現時点では条例、条例施行規則及び解釈通知は案であり、内容が変わることがあります。）

なお、居宅介護支援・介護予防支援以外の、介護保険サービス等の人員、設備及び運営に関する基準については、平成25年4月1日から岡山市の条例で定めているところです。

2 独自基準の概要

岡山市は、総合福祉の拠点都市として、高齢者が安心して生活できる介護体制の整備を進め、より質の高いサービスの提供が支援できるよう、次のような独自基準を定めます。

(一般原則)	《頁》
1 暴力団員の排除 44
2 虐待防止責任者の設置及び虐待防止研修の実施 46
3 地域包括支援センターとの連携（地域ケア会議への参加） 47
(運営基準)	
4 多様な手法を用いた評価 49
5 成年後見制度の活用支援 50
6 研修の機会確保 51
7 運営規程の整備 52
8 記録の保存期間を2年から5年へ延長 54
9 相談者のプライバシーを確保 56
3 居宅サービス等の基準条例の一部改正について 57

上記独自基準の「3 地域包括支援センターとの連携（地域ケア会議への参加）」の部分については、平成25年4月1日に制定した居宅サービス等の基準条例についても、居宅介護支援及び介護予防支援の条例と同様の内容に改正しています。

（ただし、現時点では案であり、内容が変わることがあります。）

1 暴力団員の排除

○基準条例

事業者の役員又は事業所の管理者が岡山市暴力団排除基本条例に定める暴力団員でないこととする規定を新設します。

○対象サービス

居宅介護支援，介護予防支援

○条例の考え方

居宅介護支援の事業活動により，暴力団の活動を助長し，又は暴力団の運営に資することのないよう，暴力団員を排除し，利用者が安心してサービスの利用ができる環境を整備します。

【居宅介護支援条例（案）の例】

（一般原則）

第3条 法第79条第2項第1号の条例で定める者は，法人とする。

2 前項に定める者の役員（業務を執行する社員，取締役，執行役又はこれらに準ずる者をいい，相談役，顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず，事業を行う者に対し業務を執行する社員，取締役，執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）及び当該申請に係る事業所を管理する者は，岡山市暴力団排除基本条例（平成24年市条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員であってはならない。

3～4 （略）

《解釈通知（案）》

第1 基準条例の性格及び総論

基準省令解釈通知中「第一 基準の性格」とあるのは「第1 基準条例の性格及び総論」と読み替え，第一の4の次に次の内容を加える。

5 一般原則

(1) 申請者の要件（第3条第1項）

指定居宅介護支援事業者の指定の申請者は法人でなければならない。

(2) 暴力団員の排除（第3条第2項）

介護保険事業により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう、指定居宅介護支援事業者の役員及び当該指定に係る事業所の管理者（以下「役員等」という。）は、暴力団員であってはならないことを規定したものである。そのため、本市においては、指定居宅介護支援事業者の指定を受けようとする者は申請書に、役員等の変更に伴うものは変更届に、役員等が暴力団員でない旨の誓約書に役員等名簿を添付して提出しなければならないこととする。ただし、平成26年4月1日において現に指定を受けている全ての指定居宅介護支援事業者は、同日における当該指定に係る事業所の役員等について、前記にかかわらず、平成26年4月末日までに、役員等が暴力団員でない旨を誓約書に役員等名簿を添付して市長に提出するものとする。



2 虐待防止責任者の設置及び虐待防止研修の実施

○基準条例

利用者の人権擁護、虐待防止等のため、責任者の設置、研修の実施等を努力義務とする規定を追加します。

○対象サービス

居宅介護支援、介護予防支援

○条例の考え方

利用者の人権の尊重を図り、虐待の防止を推進することは、介護保険サービスにおいて重要であることから、虐待防止責任者の設置及び虐待防止研修の実施の規定を設けます。

【居宅介護支援条例（案）】

（一般原則）

第3条 （略）

4 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、規則で定める責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

【規則（案）】

（虐待防止責任者）

第2条 条例第3条第4項に規定する規則で定める責任者は、指定居宅介護支援事業所ごとに従業者の員数が2以上の場合に設置するものとする。

《解釈通知（案）》

第1 基準条例の性格及び総論

5 一般原則

(1)～(3) （略）

(4) 人権の擁護及び虐待の防止等（第3条第4項）

指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための体制の確保に係る責任者（以下「虐待防止責任者」という。）を選任すること。ただし、当該指定居宅介護支援事業所の従業者の員数が1人の場合は、この限りでない。

指定居宅介護支援事業者は、従業者に対し、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）の趣旨及び内容を十分に踏まえた研修を実施すること。

3 地域包括支援センターとの連携（地域ケア会議への参加）

○基準条例

地域包括支援センターから求めがあった場合には、地域ケア会議に参加し、地域包括支援センターの行う包括的支援事業その他の事業に協力することとします。

○対象サービス

居宅介護支援，介護予防支援，

※居宅サービス等の基準条例についても、同様の内容に改正しています。

○条例の考え方

第5期計画の基本目標にもなっている「地域包括ケアシステム」では、地域包括支援センターが重要な位置付けとなることから、地域の包括的な支援に向けて、地域包括支援センターとの連携を強化します。

【居宅介護支援条例（案）】

（一般原則）

第3条（略）

3 指定居宅介護支援事業者は、地域包括支援センター（法第115条の4第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）から求めがあった場合には、地域ケア会議に参加し、又は地域包括支援センターの行う包括的支援事業その他の事業に協力するものとする。

《解釈通知（案）》

第1 基準条例の性格及び総論

5 一般原則

(3) 地域包括支援センターとの連携（第3条第3項）

地域包括ケアシステムでは、地域包括支援センターが重要な位置付けとなることから、指定居宅介護支援事業者は、地域における包括的な支援に向けて、地域包括支援センターとの連携を強化することとしたものである。

指定居宅介護支援事業者は、地域包括支援センターから求めがあった場合には、地域ケア会議に参加し、又は地域包括支援センターの行う包括的支援事業その他の事業に協力すること。なお、地域ケア会議に参加した場合は、専門的な見地からの意見を述べるよう努めること。

【居宅サービス条例（現行）】

（指定居宅サービスの事業の一般原則）

第3条（略）

6 指定居宅サービス事業者は、地域包括支援センターから求めがあった場合には、地域ケア会議に参加するよう努めなければならない。



※下線部を次のとおり改正

【居宅サービス条例（改正案）】

（指定居宅サービスの事業の一般原則）

第3条（略）

6 指定居宅サービス事業者は、地域包括支援センターから求めがあった場合には、地域ケア会議に参加し、又は地域包括支援センターの行う包括的支援事業その他の事業に協力するものとする。



4 多様な手法を用いた評価

○基準条例

自主評価だけでなく、多様な評価の手法を用いて評価を行うこととします。

○対象サービス

居宅介護支援，介護予防支援

○条例の考え方

サービスの質の評価方法については、自主評価だけでなく、多様な評価の手法を用いることとし、様々な視点から客観的にサービスの質の評価を行い、より良いサービスを提供することを目的とします。

【居宅介護支援条例（案）】

（指定居宅介護支援の基本取扱方針）

第15条（略）

2 指定居宅介護支援事業者は、多様な評価の手法を用いてその提供する指定居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

《解釈通知（案）》

第2 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準

2 サービスの質の評価及び成年後見制度の活用支援（基準条例第15条）

基準省令解釈通知第二の3の(6)の次に次の内容を加え、(7)の表題中「基本取扱方針及び」を削る。

(6)-2 指定居宅介護支援の基本取扱方針

① サービスの質の評価（第2項）

提供された指定居宅介護支援については、目標達成の度合い及びその効果等や利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うとともに、必要に応じて居宅サービス計画の変更を行うなど、その改善を図らなければならない。

サービスの評価は、自ら行う評価に限らず、第三者などの外部の者による質の評価など、多様な評価の手法を用いて、様々な視点からサービスの質の評価を行わなければならない。

また、より良いサービスの提供のために、その評価の結果を踏まえ、常にサービスの質の改善を図らなければならない。

5 成年後見制度の活用支援

○基準条例

成年後見制度の活用支援について追加します。

○対象サービス

居宅介護支援，介護予防支援

○条例の考え方

適正な契約手続等の支援の促進を図るため，必要に応じ，利用者が成年後見制度を活用することができるように支援することを明記します。

【居宅介護支援条例（案）】

（指定居宅介護支援の基本取扱方針）

第15条 （略）

3 指定居宅介護支援事業者は，必要に応じ，利用者が成年後見制度を活用することができるように支援しなければならない。

《解釈通知（案）》

第2 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準

2 サービスの質の評価及び成年後見制度の活用支援（基準条例第15条）

(6)-2 指定居宅介護支援の基本取扱方針

② 成年後見制度の活用支援（第3項）

成年後見制度は，さまざまな障害により判断能力が十分でない者（認知症高齢者，知的障害者，精神障害者など）の財産管理や介護サービスの利用契約などを，成年後見人等が本人に代わり行うことにより，このような者の財産や権利を保護し支援する制度である。

指定居宅介護支援事業者は，適正な契約手続等を行うために成年後見制度の活用が必要と認められる場合（利用者自身では，各種契約，不動産・預貯金等の財産の管理等が困難であり，利用者の財産や権利を保護し支援する必要がある場合等）は，地域包括支援センターや市町村担当課等の相談窓口を利用者又は家族に紹介する等関係機関と連携し，利用者が成年後見制度を活用することができるように支援しなければならない。

6 研修の機会確保

○基準条例

研修計画の作成，研修の実施，計画的な人材育成の規定を追加します。

○対象サービス

居宅介護支援，介護予防支援

○条例の考え方

従業者の資質向上のために，研修計画を作成，当該計画に従った研修の実施を義務付けます。また，安定した事業運営のために，計画的な人材育成を事業者の努力義務とします。

【居宅介護支援条例（案）】

（勤務体制の確保）

第22条（略）

3 指定居宅介護支援事業者は，介護支援専門員の資質の向上のために，研修計画を作成し，当該計画に従い，研修を実施しなければならない。

4 指定居宅介護支援事業者は，従業者の計画的な人材育成に努めなければならない。

《解釈通知（案）》

第2 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準

4 勤務体制の確保等（基準条例第22条）

基準省令解釈通知第二の3の(12)の①（なお書きを除く。）は次のとおり読み替え，③の次に次の④の内容を加える。

① 勤務の体制等の記録（第1項）

（略）

④ 研修の実施及び人材育成（第3項及び第4項）

指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の資質の向上を図るために作成する「研修計画」は，当該事業所における従業者の資質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに，個別具体的な研修の目標，内容，実施時期等を定めた計画を策定すること。なお，当該研修には，高齢者の人権擁護，虐待防止等の内容が含まれていなければならない。

また，作成した研修計画に従い，当該事業所内で研修を実施するとともに，研修機関が実施する研修への参加の機会を確保するなど従業者の計画的な人材育成に努めなければならない。